

定 款

セーラー広告株式会社

第一章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、セーラー広告株式会社と称し、英文では SAYLOR ADVERTISING INC. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. テレビ・ラジオ・新聞・雑誌及びニュースメディアの広告代理業
2. パンフレット・カタログ・リーフレット・ポスター等印刷物の企画制作及び販売
3. ディスプレイ、各種看板・屋外広告一式の企画及び設計、施工
4. イベント・セレモニー・展示会・博覧会・興行・各種セミナー等の企画運営と実施
5. 雑誌・書籍・新聞の出版及び販売
6. ビデオソフト・映画・コンピューター等の映像・音響素材の企画制作及び販売
7. 市場調査・広告・宣伝に関する業務
8. 販売促進、広告、商業デザインの研究、企画、立案並びに制作物の販売
9. ニュースメディアに関するソフト研究開発及び販売
10. インターネットを利用した各種の情報処理及び情報提供サービス
11. 建設工事・建築工事・鋼構造物工事・内装工事・電気工事の企画、設計、施工及び管理
12. 通信機器の販売
13. 祝事、イベント等の記念品・贈答品の販売
14. 不動産賃貸業
15. 都市開発、地域開発に関する調査、企画、設計及びコンサルタント業
16. 店舗及び事務所等の企画、運営並びに経営に関するコンサルタント業
17. 企業の事業戦略に関するコンサルティング及び事業開発・商品開発
18. 企業及び商品のブランド構築に関するコンサルティング並びに実施
19. 事業・商品の販売戦略、プロモーション及び広報に関する業務全般
20. 地域振興に関するコンサルティング、企画、設計及び管理
21. プロダクトデザイン、空間デザイン等の企画、制作及び管理
22. 自社商品の企画、デザイン、製造及び販売
23. 労働者派遣事業
24. 織物、衣類、身の回り品、日用雑貨、飲料・食料品、酒類、紙類、貴金属、宝石、美術品、家具・什器、医薬品・化粧品、化学製品、書籍・文房具、スポーツ・玩具・娯楽用品、電気・電子・通信機械器具、精密機械器具、車輌運搬具、一般機械器具、産業用機械器具の仕入、販売及び輸出入
25. 警備業法に基づく警備業
26. 通所介護事業及び介護予防通所介護事業
27. 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業
28. 介護保険法に基づく第1号通所事業
29. モデル住宅の総合展示場の企画と運営
30. タレント、アナウンサーの育成、斡旋業務

31. ケーブルテレビジョンに関する一切の業務
32. 視聴覚機器の設計、施工に関する一切の業務
33. 放送機器及び放送所演奏所の設備の据付、調整、改修等の設計施工
34. テレビ放送の中継及び制作のための技術・演出その他のためのスタッフの派遣
35. 映像及び写真、音楽のレンタル業務
36. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を香川県高松市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第二章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第三章 株主総会

(招集)

第 10 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に差し支えあるときは、予め定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 15 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第四章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

- 第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長、取締役副社長、取締役会長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。
2. 代表取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 第 23 条第 2 項の決議があつたとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第五章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 32 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第六章 会計監査人

(選任方法)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において会計監査人につき別段の決議がされなかった場合、当該会計監査人は当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第七章 計 算

(事業年度及び決算期)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第39条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社は、その支払義務を免れる。

(附則)

1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいづれか遅い日後にこれを削除する。

昭和 26年 3月30日制定
平成 3年 4月20日改定
平成 4年 5月30日改定
平成 5年 5月29日改定
平成 6年 5月28日改定
平成 8年 5月24日改定
平成 9年 5月31日改定
平成10年 2月12日改定
平成11年11月 6日改定
平成14年6月26日改定
平成15年 6月25日改定
平成17年 6月27日改定
平成18年 6月27日改定
平成19年 3月 1日改定
平成19年 6月28日改定
平成20年 6月26日改定
平成21年 6月25日改定
平成22年 1月 6日改定
平成22年 6月25日改定
平成23年 6月28日改定
平成24年 6月26日改定
平成24年 8月 1日改定
平成28年 6月24日改定
平成30年 6月26日改定
令和 2年 6月23日改定
令和 3年 6月24日改定
令和 4年 6月24日改定